

令和7年第2回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和7年2月10日(月) 午後1時30分

2 閉会 令和7年2月10日(月) 午後3時31分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

最相 信雄	高尾 郁夫	武田 治紀	海野 宏道	竹内 功次
長代 悦和	杉岡 賢二	高谷 幹晴	藤井 久美	

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 岡中 芳浩 主任 吉川 剛史 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

12番委員 13番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 6号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 7号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 8号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について

報告第 3号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第 4号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 5号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和7年第2回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が9名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、12番委員、13番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(会長代理) それでは、議案第5号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主任) 【議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号106番】

(農地担当) それでは106番、下倉の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、受人は新規就農の方ですが、意欲を持っている方です。地元としては問題ないと思いますが、詳細は杉岡委員からお願いします。

(農地担当) 杉岡委員、お願いします。

(杉岡委員) この案件ですが、受人的方は空家と一緒に農地を購入するという事で新規就農の案件です。取得する農地は放棄地に近い農地ですが、農業をやっていく意欲は感じられました。周辺の水利などは問題ありません。地元としては問題ないと思いますので審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(12番委員) 受人は、新規就農の方でしかも一人で農業をするという事ですが、現在、耕作されていない耕作放棄地を耕作していくのは大変だと思いますがいかがでしょうか。

(4番委員) この方は、真面目な方で取得しようとしている農地は、草が結構生えていましたが、現在は、きれいに刈っていました。前向きにこれらの農地を管理していただければと思っています。

(12番委員) まとまっていない農地もあるので大変だなと思いました。

(7番委員) 何を作付けされるのか、分かりませんが、農機具類については、揃えられているのでしょうか。

(4番委員) 耕すことができる農機具はありました。必要な農機具については、これから順次、揃えていくそうです。

(杉岡委員) いきなり水稻栽培は難しいので、当面は大豆を耕作していくそうです。今後、勉強して出来るようになったら水稻栽培もしてみたいとのこと。農機具は、中古の農機具を購入したり、リースで対応をしていくそうです。地域の人としっかりコミュニケーションを取られているので、問題ないと思います。

(農地担当) 他に、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。106番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、106番は許可されました。

【受付番号107番, 108番, 109番】

(農地担当) 続きまして107番, 井手の件につきまして, 108番, 109番とも関連がありますので一括審議といたします。地元委員の説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが, 詳しくは最相委員から説明をお願いします。

(最相委員) 申請地ですが, ビニルハウスで栽培しているところもありますが, 耕作をしていないところもあります。また, 受人の所有している農地を確認しましたが, ほとんど耕作をされていませんでした。以上です。

(農地担当) この件につきましては, 受人の住所地が金井戸で他地区にも耕作地を持っておられます。何か発言はありますでしょうか。

(13番委員) この2人の受人は, ともに親子です。渡人の2人も親子です。この方々は親戚関係です。受人は, 農機具は所有しており, 耕作はしていませんが農地を耕して管理をされています。皆さんのご意見を聞かせていただければと思います。

(2番委員) 受人の方は, 去年の11月までケガをされてリハビリをされておりました。やっと歩けるようになったので, 今年からは, 放置してきた農地を何とかしますということです。早速, 息子と一緒に草を刈っておられました。農機具については, 弟がコンバインやトラクターを持っています。畑では, ハウスでアスパラをやっていますが, 今後もっと増やしていきたいと言われておりました。地元としては今後, 見守って行きたいと思います。よろしくお願いたします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(12番委員) 親子の2人で受人となっているが, 息子が元気なのであれば, 息子だけが受人となればいいのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。

(2番委員) 息子さんは現在, 働きながら農業をされており, 本人もケガが治って徐々にやっていくとのことですので, よろしくお願いたします。

(農地担当) 他に, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(14番委員) これから取得する農地や現在, 所有している耕作していない農地を, 今後どのようにするのをお聞きしたい。

(13番委員) 水稻は, 作付けする予定はないそうです。今は, 作物を作る予定はないとのことでしたが, まずは草を生やしたり迷惑をかけないように管理しますということでした。

(14番委員) 作物を植えないのであれば, 何のために3条で許可を受けるのか疑問があります。

(農地担当) 受人の体の調子がよくなっても, 耕作しないということであれば許可は出来ませんが,

先ほど、2番委員が言われたように徐々にやっていくという事であれば、それは見守っていくしかないと思います。

(14番委員) 今後、何か作付けしていくように指導をお願いしたいと思います。

(農地担当) 他に、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、採決いたします。先ほどの話にもありましたが、きちんと農地として管理してくださいと申し付けした上でこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、107番、108番、109番は許可されました。

【受付番号110番】

(農地担当) 続きまして110番、井尻野の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが、国道バイパス工事の買収により農地が小さくなることにより、今まで水田利用をしてきておりましたが、もう稲作が出来なくなるということで、今後は、弟の受人に譲るといことです。今後は、菜園として利用していきたいという事です。地元としては問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。110番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、110番は許可されました。

【受付番号113番】

(農地担当) 続きまして113番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、受人は、総社地区ですが、実家が久代にありほぼ毎日実家に帰って、農作業をしております。この申請地については、昔から借りていて耕作をしていました。この度正式に手続きをするという事です。今後も、息子と稲作をしていくという事で、地元としては問題ないと思いますので審議の程をお願いします。

(農地担当) 竹内委員、補足はありますか。

(竹内委員) 受人の所有地を確認しましたが、すべて丁寧に耕しておりました。問題ありません。よろしくをお願いします。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。113番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、113番は許可されました。

【受付番号114番】

- (農地担当) 続きまして114番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件ですが、農地と一緒に宅地を購入するという案件です。地元としては問題ないと思いますが、詳細は武田委員からお願いします。
- (農地担当) 武田委員、お願いします。
- (武田委員) この案件は、宅地と隣接する農地を購入するという事で、この農地は狭く稲作は出来ないで、家庭菜園として利用するという事です。受人は、農業経験はありませんが、渡人からいろいろと教わり野菜を作っていくということで、問題ないと思います。よろしくお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。114番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、114番は許可されました。

【受付番号115番】

- (農地担当) 続きまして115番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (14番委員) この件ですが、受人は兄弟でしっかり農業をされている方ですので、地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。
- (農地担当) 長代委員、補足はありますでしょうか。
- (長代委員) 補足はありません。よろしくお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。115番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、115番は許可されました。

【受付番号116番】

(農地担当) 続きまして116番、清音軽部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) この案件ですが、先月、総会で審議した受人が追加で農地を取得するという件です。詳細は藤井委員から説明をお願いします。

(農地担当) 藤井委員、お願いします。

(藤井委員) この案件ですが、受人は、先月総会で許可をいただきましたが、今回は、そのすぐ西側の農地です。今までも一括して水稻栽培をしていましたので問題ないと思います。また、この区画の隣に畑がありますが、以前、田んぼの水があふれて畑に入り込んだことがありましたが、その対策としてU字溝を設置し、隣の畑に迷惑が掛からないようにするということを言われていました。地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。116番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、116番は許可されました。

【受付番号117番、4条11番】

(農地担当) 続きまして117番、東阿曾の件につきまして、4条の11番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。まず、4条11番について、現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員) この3条の件については、受人はキャベツを栽培している方で、今までも3条で何回か許可を受けられた方です。4条の件については、是正案件です。いずれも地元としては問題ないと思いますが、詳細は武田委員からお願いします。

(農地担当) 武田委員、お願いします。

(武田委員) 農地を取得する件ですが、受人は、昨年3条で農地を取得してキャベツや稲をきちんと栽培されている方ですので、問題ないと思います。また、4条の件ですが、手続きをせず

に車庫や物置を設置しておりましたが、この度正式に手続きをするということで是正案件です。周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) この件について、始末書が提出されています。農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断していますが、例外許可規定として既存の施設の拡張ということで適用しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、117番、4条11番は許可されました。

【受付番号118番】

(農地担当) 続きまして118番、楨谷の件につきまして、●●委員が関係者となりますので退出をお願いします。

【●●委員 退席】 午後2時15分

(農地担当) それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、営農組合が水稻を栽培するというので、この案件については問題ないと思いますので審議の程をお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。118番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、118番は許可されました。入室してください。

【●●委員 入室】 午後2時18分

【受付番号111番、112番】

(農地担当) 続きまして111番、井手の件につきまして、112番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員) この案件は、以前取下げがあった件です。今回、再び申請が上がってきました。詳しくは最相委員からお願いします。

(最相委員) この取下げのあった件ですが、草が結構生えていた耕作放棄地でした。前回の総会では、トラクターも所有していないのにどうやってこの放棄地を耕作するのかという事でした。その後、現地はきれいに耕しておりました。これから野菜作りをするという状態になっておりましたので、問題ないと思います。

(農地担当) 続きまして、受人の住所地である地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員) 今回は、見違えるくらいきれいになっていました。そしてすでに柑橘系の苗が植えられていました。受人は、やる気になっていると感じられました。問題ないと思いますので審議の程お願いします。

(農地担当) この際、しばらく休憩いたします。

【午前2時20分から午後2時26分まで休憩】

(農地担当) 休憩前に引き続き会議を開きます。この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、111番、112番は許可されました。

【議案第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第7号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号67番】

(農地担当) それでは、67番、宿の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が宅地、南が道路、北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、地元としては、周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われま
す。詳細は、高谷委員からお願いします。

(農地担当) 高谷委員、お願いします。

(高谷委員) この案件ですが、用水についてですが、問題ありませんでした。排水は、宅地内に柵を
設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については集落排水に接続します。日照通
風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないもの
と思われま
す。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と
いうことで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。67番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、67番は許可されました。

【受付番号68番、69番、70番】

(農地担当) 続きまして、68番、久米の件について、69番、70番と関連がありますので一括審
議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が田、北が道路、水路です。転用した場合の
周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが、宅地化が進んでいる地区です。詳細は、海野委員からお願いします。

(農地担当) 海野委員、お願いします。

(海野委員) この案件ですが、用水についてですが、問題ありませんでした。排水は、宅地内に柵を
設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照
通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないもの
と思われま
す。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と
いうことで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、68番、69番、70番は許可されました。

【受付番号71番】

- (農地担当) それでは、71番、三須の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が畑、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。71番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、71番は許可されました。

【受付番号72番、73番】

- (農地担当) それでは、72番、井手の件について、73番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (3番委員) この案件ですが、周辺は分譲宅地化されているエリアです。地元としては、問題ないものと思われま。詳細は、最相委員からお願いします。

- (最相委員) この案件ですが、被害防除計画と現地を確認したところ周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、72番、73番は許可されました。

【受付番号74番】

- (農地担当) それでは、74番、三須の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。74番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、74番は許可されました。

【受付番号75番】

- (農地担当) 続きまして、75番、宿の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が水路、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、地元としては、周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われま。詳細は、高谷委員からお願いします。

(農地担当) 高谷委員、お願いします。

(高谷委員) この案件ですが、用水についてですが、問題ありませんでした。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については集落排水に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。75番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、75番は許可されました。

【受付番号76番】

(農地担当) それでは、76番、西阿曾の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が田、北が水路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが、分家住宅の申請です。被害防除計画及び土地利用計画図と現地を確認したところ周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断していますが、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。76番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、76番は許可されました。

【議案第8号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 続きまして議案第8号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第8号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**

【受付番号5番】

(農地担当) それでは5番、門田の件について、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが、水路の廃止案件です。この水路を含めて分譲地化をすることで、この水路を用途廃止して、北側に接している道路に沿って新たに水路を付け替えするという事です。水路としての機能は維持されるし、道路の側溝という形で水路が付くということで、この水路を用途廃止しても周辺営農上、問題なしと捉えておりますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件ですが、廃止しても周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそう回答させていただきます。

【報告第3号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第3号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【報告第3号 報告書について朗読】**

【報告第4号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第4号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第4号 報告書について朗読】

【報告第5号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第5号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第5号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 24ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が13件、4条関係が1件、5条関係が10件でございました。総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見につきましては、周辺営農上問題なしと回答させていただきます。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時31分